川越市被保護者等住居・生活サービス提供事業 の業務の適正化等に関する条例施行規則(案) の概要について

> 平成25年8月 福祉部 生活福祉課

1 趣 旨

被保護者等住居・生活サービス提供事業の適正な運営を確保し、被保護者等の処遇を改善するとともに、その自立の支援を図るため、川越市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例(以下「条例」という。)を制定したことに伴い、その施行について必要な事項を定めようとするものです。

2 主な内容

次に掲げる事項について定めようとするものです。

- (1) 条例第3条第1項の規定による被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始の届出の様式に関する事項
 - ア 住居等の定員
 - イ 提供する生活サービス
 - ウ 事業開始年月日
- (2) 条例第3条第2項の規定による被保護者等住居・生活サービス提供契約の変更の届出の様式に関する事項
 - ア 変更を生じた事項
 - イ 変更した年月日
 - ウ変更の事由
- (3) 条例第3条第2項の規定による被保護者等住居・生活サービス提供契約の廃止の届出の様式に関する事項
 - ア 廃止した年月日
 - イ 廃止の理由
 - ウ被保護者等の処遇
- (4) 条例第11条第3項の身分証明書の様式に関する事項

3 施行期日

平成25年10月1日としようとするものです。